

郡山女子大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、郡山女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

①理事会と評議員会の運営方法について改善し、平成 25(2013)年 7 月末までに改善報告書（議事録など直近の 1 年度分の根拠資料を含む）を提出すること。

②自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築し、平成 26(2014)年 7 月末に進ちよく状況を含めて報告書（根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

建学の精神である「尊敬、責任、自由」は、ホームページをはじめ各種の資料の中で簡潔に説明され、学内外によく周知されている。特に教職員には学内のさまざまな会合の機会に趣旨徹底され、大学の人間教育の基軸として生かされている。

また、大学の使命・目的と学科、コース、専攻別の人材養成上の教育目的は学則に明確に定められ学内外に周知されている。

建学の精神を踏まえた人間教育と「人間守護」を理念とする独自の家政学の教育・研究を柱とする教育研究組織が、地方に立地する小規模単科大学の特性を生かし、キャンパスの規模・配置、教職員の配置などバランスよく整えられている。

教養教育をはじめ教学の諸課題について、学園全体として横断的な取り組みが行われていることは、小規模法人の運営方針として評価できる面もあるが、大学の改革・改善を進めるためには、大学独自の課題を検討するための体制を整えることも必要である。

建学の精神を踏まえた人間教育と「人間生活を総合的に学ぶ」ことを目標とした独自の家政学の専門教育を行うという一貫した教育方針のもとにカリキュラム編成が行われ、教育目的に即した教育が行われている。特に独自の教養教育として行われている「教養講座」「芸術鑑賞講座」は、女子の豊かな感性と知性を醸成する上で、地方における小規模の女子大学としての特性を生かした特色ある教育として高く評価できる。

学科、コースによっては、1 年次に過大な科目履修が行われているが、単位制度の趣旨に即した学習時間を確保しつつ、教育目的に沿った体系的な履修が行われるよう、履修登録単位数の上限や進級条件の設定を含め、教育課程の編成について一層の工夫が行われるよう期待する。シラバスがホームページ上でアクセスできるよう配慮されていることは評価できる。

教育目的の達成状況の点検・評価については、学科などの部署別に教育など実施内容の

点検評価報告書を発表し学長の評価を受けていることは、大学の特徴的な実践として評価できるが、教育成果の全学的な状況を客観的なデータを持って社会に説明できるよう一層の工夫をすることが望ましい。

全学生へのノートパソコンの無償貸与、「アドバイザー・リーダー制」など、小規模大学の特性を生かしたきめ細かな学習支援が行われている。なお、学習支援、学生サービスについてアンケート調査などの学生の意向をくみ上げる努力はなされているが、これを改善につなげるシステムを一層整えることが望ましい。

大学設置基準上必要な専任教員数、教授数は満たしており、資格関連科目の教員配置も要件を満たしている。また、教員の採用・昇格の基準は規程上明確にされ、適切に運用されている。

事務体制については、学園全体として連携のとれる組織編制となっており、職員の資質向上にも学園横断的に取り組んでいる

管理運営については、法に定める通常の管理運営機関は整備され、理事長、学長のリーダーシップのもとに安定した運営が行われているが、理事長、学長の指導のもとに実質的に大きな機能を果たしている「学園全体職員会」「学園全体連絡会」などについては関係規程が未整備であり、運営の透明性を高めるよう改善が望まれる。また、大学の改革・改善のために大学教職員の力を一層生かせるよう大学独自の審議体制を更に整備することが望ましい。なお、決算手続きについて私立学校法上の運用の誤りがあるので早急な是正が必要である。

自己点検・評価については、学科などの部署単位で行われている自己点検の仕組みがあり、自己改善の努力として評価できるが、法に定める自己点検・評価としては、実施体制、評価結果の活用、情報公開など多くの面で十分とはいえ、早急な改善が必要である。

ここ数年定員割れが続いているにも関わらず、経費節減などにより収支バランスを保つよう努力が行われている。財務情報については、請求者への閲覧に供するほか、学園報やホームページ上で公開している。

教育研究に必要なキャンパスの施設設備は整備され、適切に維持管理されており、5年計画による耐震化工事も昨年で完了している。アメニティと環境に配慮した整備は特筆に値する。

創設の当初から地域連携には積極的に取り組んでおり、施設の利用、開放講座、放送大学センターの設置などの実績を積み、更なる展開を意図している。

ハラスメント防止、個人情報保護をはじめ、社会的機関としての規律・倫理に関わる規程は整備され、適切な運用がなされている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は「尊敬、責任、自由」と定められている。これは、個性の尊重と他者への理解を持ち自主・自立できる女性としての人間育成を目指すものであり、「人間守護」を理念とする家政学と共に、大学の教育の基軸となっている。この建学の精神は、学内掲示やホームページ、各種の資料などによって学内外に示され、学内集会などにおいても周知徹底の努力が続けられている。

使命・目的、教育目標については、コース別の教育目的も含めて、大学及び大学院の学則に明確に定められていることは評価できる。なお、各種資料の中での使命・目的などの説明については、表現上の統一性を欠く面もあるので、理解しやすくするよう一層の工夫に期待する。

【優れた点】

- ・教職員に対しては、「学園全体職員会」「学園教育充実研究会」その他の会合の機会において建学の精神の趣旨の徹底を図っており、日常の教育活動の中で人間教育の基軸として生かされるよう努力していることは高く評価できる。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学としての教育研究の基本的な組織は、1 学部 2 学科と大学院 1 研究科、附属研究機関としての「食生活・栄養学研究所」からなっている。これらは、建学の精神、大学の使命・目的を達成するために概ね適切な構成であり、一体的に関連性を持って運営されている。

教養教育については、大学をはじめ短大、高校を包含した法人組織横断的な取組みとして「学園教育研究所」のもとに「学園教育充実研究会」及び「教養教育研究会」が組織され、人間形成教育に取り組んでいる。このことは、併設校を持つ中小規模法人の一体となった運営の在り方として理解できる面もあるが、一方で、大学独自の教養教育に関する組織の整備も必要であり、今後の課題として検討することが望ましい。

教育方針などを検討する組織と意思決定過程については、研究科委員会、教授会などのほか、「学園教育充実研究会」をはじめとする各種の全学的委員会がテーマ別に置かれ、学長が中心となって検討・実施に当たっており、機能していると認められる。

【参考意見】

- ・教養教育をはじめとした教学関連の諸課題を大学独自に検討するための体制として、教授会内部に関係の委員会を設けることなどを検討することが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学部・学科、大学院研究科共に建学の精神・教育目標に基づき、一貫した教育目的をもって教育課程や教育方法を編成し、入学案内、入学者選抜要項、学園ホームページ、学生手帳などさまざまな機会をとらえて公表している。

教育目標を具現化するために、人間形成のための教養講座として、大学独自の「教養講座」「芸術鑑賞講座」を全学生必修として実施しており、地方にある女子大学に学ぶ女性の豊かな教養と感性を醸成する上で効果を上げている点は高く評価できる。

教育課程は、教育目標に即して体系的に設定されている。また、教育目的の達成状況の点検・評価については、大学院研究科委員会・教授会・各科会議において行われているほか、年度末には「学園全体職員会」において教育実施結果報告に基づいての評価が行われている。

【優れた点】

- ・教養教育の一環として、毎年「教養講座」「芸術鑑賞講座」を実施していることは、地方にある女子大学の特徴的な取組みとして高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・単位制度の趣旨に沿って学習効果を上げるためにも、1 年間に履修登録できる単位の上限設定を行うよう、改善が必要である。

【参考意見】

- ・シラバスで、成績評価基準を記載していないものについては記載し、全科目について履修前にシラバスを閲覧できるようにすることが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部のアドミッションポリシーは「入学者選抜実施要項」に明記されているが、大学案内やホームページなどとは表現が異なっているので、統一することが望まれる。

学生確保のため、「特待生」「指定校生」「公募生」「高大連携生」「AO 生」「各種特別生・一般生」など多様な入試選抜を実施し、募集定員の削減を行うなど対策を講じている。

学生と教職員の接触が保ちやすいという小規模大学の利点を生かした丁寧な学生支援が行われている。全学生へのノートパソコンの無償貸与、オフィスアワー制度の導入など、

郡山女子大学

学習支援の体制は概ね整備されており、特に「アドバイザー・リーダー制」は学習支援・学生サービスの双方にわたって重要な役割を果たしている。

学生サービスのための組織が適切に機能しており、大学独自の奨学金制度を整えている。また、課外活動への支援も「校友会」を通じて適切に行われている。

学生サービスの改善については、学生の意見をくみ上げる仕組みが整備されているが、その結果を改善につなげる仕組みは十分とはいえないので、今後に期待する。

就職・進学支援については、就職部を中心に就職対策委員会と「各科アドバイザー」が連携して支援に当たる体制が整えられている。人間生活学科の就職率が次第に低下しているが、これに対しても、コース制を強化して資格取得の充実を図るなどの対策が講じられている。

【優れた点】

- ・教員による「アドバイザー」（原則 4 年間持上がり）と学生の「リーダー」制度は、学生と教職員とのコミュニケーションを良くし、学生の状況把握や問題解決を図るための体制として機能しており、小規模大学の特性を生かしたシステムとして評価できる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために大学設置基準で求められている専任教員数及び教授数を満たしており、その配置も適切である。人間生活学科、食物栄養学科における、各種免許・資格または受験資格に関連する科目に関わる教員配置についても、適切である。

教員の採用・昇格の方針については、「郡山開成学園教職員採用昇格基準」「教員資格審査基準」及び「細則」に明確に定められており、適切に運用されている。

教員の教育担当時間については、若干の偏りが見られるものの概ね適切である。

学園全体としての女子教育の充実にあたって、昭和 44(1969)年以来、「学園教育充実研究会」を開催しており、大学としての FD(Faculty Development)としての機能を果たしている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学をはじめ短大、高校を含め、学園全体として連携のとれる基本的な組織編制がとられている。また、職員の採用・昇任・異動などに関しては、就業規則や学園教職員採用・

昇格基準、事務局職位制度などの規程が整備されている。

SD(Staff Development)などの職員の資質向上に対する取組みも、学園の事務部門を横断的に組織した「学園教育充実研究会」を通して行っている。

また、職員を積極的に学外研修に派遣し、業務の改善などに反映している。

教育研究支援のための事務体制は、関係各部署が連携して取組んでおり、適切に機能していると認められる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

私立学校法などの法令に則り、通常管理運営機関が整備され、理事長、学長のリーダーシップのもとに、管理部門と教学部門が一体となった安定した運営が行われている。

大学全体としての運営方針の策定と実現については、「学園全体職員会」「学園全体連絡会」などが重要な役割を果たしているが、これらの機関の役割・運営などについて、規程の整備に欠ける面があるので、運営の透明性を高めるためにも改善に努められるとともに、大学の改革・改善のために教職員の力を活性化するような取組みに期待したい。

決算における学内手続きについて、私立学校法に照らして不備があり、これについて改善が必要である。

自己点検・評価については、年度末の「学園全体職員会」において、各部署の責任者から当該年度の事業の実施結果が発表され、これに基づいて反省と自己点検・評価が行われている。また、その結果は、「教育等実施内容点検評価報告書」としてまとめられ、公表されている。これは、本来の自己点検・評価としては、不十分な点があり、今後の改善を期待するが、独自の方式による自己点検・評価の努力として評価できる。

【改善を要する点】

- ・ 決算については、理事会の承認後に評議員会に報告し意見を求めているので、私立学校法第 46 条の則り、適正な運営を行うよう早急な改善が必要である。
- ・ 自己点検・評価については、学校教育法で定められた本来の自己点検・評価の趣旨に鑑みると、その実施体制や評価結果を改善向上につなげるシステムなどの面において極めて不十分であると言わざるを得ない。規則規程の整備なども含めて、今後、早急に検討を進め改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

ここ数年定員割れが継続しているが、経費節減などにより収支バランスを図る努力を行っており借入金もなく必要な財政基盤は有している。

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人郡山開成学園経理規程」及び「経理規程施行細則」に則り、適切に行われている。

財務情報については、「学校法人郡山開成学園経理公開規程」に基づき請求者の閲覧に供するほか、年3回発行している学園報「開成の杜」に公開し、また同じ情報をホームページでも公開している。

外部資金の導入については、委託研究費や科学研究費補助金などの獲得に向けて積極的に取り組んでいる。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するために必要なキャンパスの施設設備は整備され、適切に維持・運営されている。

校舎などの耐震化については、平成15(2003)年から平成20(2008)年にかけての6か年計画で多額の費用を投じ整備が完了させたことをはじめ、防災対策についても積極的に進めており、施設設備の安全性は概ね適切に確保されている。

建物施設のデザイン、施設内の優れた絵画や芸術作品の展示、「日本風俗美術館」などは、女子の高等教育機関としての教育理念を表象している。また、「ネーチャードーム」や屋外庭園は、自然との共生を視覚的に示している。主要校舎の間の渡り廊下も整備し悪天候時でも学生が安全に移動できる環境となっているなど、アメニティに配慮した教育研究環境を整備している。

【優れた点】

・教育理念を表象し、女子の高等教育の環境として優れたキャンパス計画を実現している。

特に、建物施設のデザイン、茶室、施設内の優れた絵画や芸術作品の展示、「日本風俗美術館」などは、教育環境として優れており評価できる。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

地域（社会）との連携は、とりわけ地方都市では、大学にとっても地域にとっても重要

であり、大学創設当初より地域社会との密接な連携を実現するべく、さまざまな工夫・活動に積極的に取り組んでいる。物的資源については、「建学記念講堂」・体育館・グラウンド・教室などの大学施設は、地域の住民や諸機関団体などに適宜提供利用されており、図書館・「日本風俗美術館」「ネーチャードーム」も一般開放されている。また、人的資源も市民フォーラムなどを通じて社会に提供できるよう図られている。

企業や他大学との連携については、「地域連携推進ネットワーク」「福島県高等教育協議会」に参加しており、今後の成果に期待する。

地域社会との協力については、昭和 61(1986)年からの「生涯学習講座」や「国際交流特別講座」などで地域住民の履修を受入れる機会を提供し、また放送大学福島学習センターの拠点校となるなど、積極的に協力関係を構築するべく取り組んでいる。

【優れた点】

- ・学部の特性を生かして市民フォーラムを毎年開催するなど、豊富な人的・物的資源を生かしつつ地域貢献を果たしていることは高く評価できる。
- ・長年にわたって生涯学習講座として一般に授業を公開し、また放送大学福島学習センターの母体校として、地域学習に貢献している点は評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

「ハラスメント防止等に関する規程」「公益通報の取扱規程」「個人情報保護に関する規程」など必要な規程は整備され、それに基づいた適切な運営がなされている。危機管理マニュアルも整備され、避難訓練を通じ学生にも周知を図っている。また、集会時にアドバイザーから各種の被害に遭わないよう学生に周知している。学園警備体制も確立され適切に運営されている。

教育研究成果については広報誌「開成の杜」の中に教職員の研究成果を紹介するコーナーを設け学内外の周知を図り、また研究紀要を毎年刊行し各大学、短期大学に送付している。